⑶　申請書、資料及び技術提案書（以下、「技術提案書等」という。）の提出期限、場所及び方法　平成27年５月13日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着。）で提出すること。提出場所は４⑴に同じ。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成27年５月13日12時00分まで。４⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）で提出すること。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成27年６月19日から平成27年６月23日まで。４⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）で提出すること。

⑹　入札書及び工事費内訳書の受領期限　平成27年６月23日12時00分まで。電子入札システムにより提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）で提出すること。提出場所は４⑴に同じ。

⑺　開札の日時及び場所　平成27年６月24日14時00分　独立行政法人日本スポーツ振興センター　本部事務所　入札室（電子入札システム）　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は発注者に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

⑶　契約保証金　納付。契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に一般財団法人日本青年館理事長及び独立行政法人日本スポーツ振興センター契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　技術提案書の提出　技術提案により施工しようとする競争加入者については、４⑶によりその内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案の採択されなかった項目については、標準案により入札に参加できるので、標準案による入札参加を希望するかどうか技術提案書に明示すること。
また、技術提案によることなく標準案に基づき施工しようとする競争加入者については、標準案によって入札に参加する旨を技術提案書に記載して提出すること。なお、その場合であっても３⑶②工事全般の施工計画については作成し提出すること。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格とは別に通知を行う。詳細については、入札説明書による。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　４⑴に同じ。

⑿　一般競争参加資格を有していない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格を有していない者も４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細については入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity :
OZATO Sadatoshi, President, Nippon-Seinen-Kan
KOHNO Ichiro, President, Japan Sport Council

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Nippon-Seinenkan and Japan Sport Council Headquarters

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M, 13 May 2015.

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M, 23 June 2015.

⑹　Contact point for tender documentation : Procurement and Property Management Division, Department of General Affairs & Finance, Japan Sport Council, 2―8―35 Kitaaoyama Minato-ku Tokyo Japan, 107―0061 TEL : ＋81― (0) 3―5410―9140

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年４月13日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　ＥＴＣ中央装置工事27―１―１

⑶　工事場所　東京都千代田区平河町二丁目他33箇所

⑷　工事内容　ＥＴＣ中央装置新設

⑸　工期　契約締結日の翌日から720日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体であること。

⑶　次に掲げる工事の施工実績を有すること。
・ＥＴＣ中央装置を自ら製作及び調整し、あわせて据付ける工事
なお、上記工事の施工実績は平成12年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。